

保護者による体罰 法規制へ 「しつけ」理由の体罰禁止

親権者らによる体罰禁止などを明記する児童虐待防止法と児童福祉法の改正案が閣議決定され、衆議院に提出されました。今後、法律で禁じる体罰の範囲については指針で定めることとなっています。

昨年3月の東京都目黒区で5歳の女児が虐待死した事件と、今年1月に千葉県野田市の小学4年生の女児が死亡した事件では、父親が「しつけ」名目で日常的に暴力を振るっていました。

過去最多の虐待事件

未来をつくる子どもは社会の希望そのものです。しかし実際は、警察庁が昨年摘発した児童虐待事件は1380件、被害にあった子どもは1394人でいずれも過去最多。死亡した子どもは36人、緊急性が高いとして保護されたのは最多更新の4571人、さらに虐待の疑いがあるとして児童相談所への通告は8万件以上に上ります。

私たちは、今もどこかで、虐待などにより人権を侵害され苦しんでいる多くの子どもがいることを認識しなければなりません。

子どもの人権を守る社会へ

子どもを取り巻く環境は核家族化や地域コミュニティの希薄化、雇用形態や経済状況の変化なども相まって、虐待だけではなく、いじめ、引きこもり、貧困など様々な問題が生じています。

児童虐待の根絶のために何ができるか。地域ぐるみで子どもを育て、子どもの人権を守る社会をつくるため何ができるか。

今回の改正を機に、私たちも、家族、地域、あるいは社会全体で真剣に話し合っていく必要があるのではないのでしょうか。